

みんなでつくる こどもの未来

徳島県こども未来応援条例ハンドブック



こどもには自分らしく 幸せに生きる権利があります

みなさんは、「こどもの権利」について知っていますか？

世界中のすべてのこどもは、生まれたときから、幸せに育ち暮らすための大切な権利をもっています。

こどもの権利は、「子どもの権利条約」で守られています！

- こどもの権利を守るため、1989年に国連総会において、「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」が採択されました。

「子どもの権利条約」は、こども（18歳未満の人）を、守られる対象であるだけでなく、大人と同じ権利をもつ主体であると定めています。

こどもの権利を考えるにあたって大切な原則のもとに、こどもを一人の人間として、様々な権利を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な、こどもならではの権利も定めています。

「子どもの権利条約」の原則

1

差別が禁止されていること

2

子どもにとってもっともよいこと

3

命を守られ成長できること

4

意見を表明し参加できること

- この条約を守ることを約束している国と地域は196※。日本は1994年にこの条約に批准し、2023年にはこの条約の精神にのっとり「こども基本法」という法律が動き出しました。
- 徳島県でも、「子どもの権利条約」や「こども基本法」の趣旨をふまえ、2024年に「徳島県こども未来応援条例」をつくりました。
- 徳島県のこどもたちが、未来に夢や希望をもってのびのびと成長できるように、社会全体で応援していきます。

※2024年10月時点。日本ユニセフ協会ホームページより。

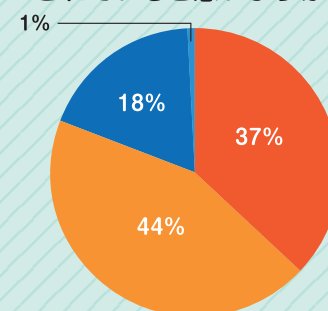


徳島県 こどもの権利実態アンケート

「子どもの権利条約」や「徳島県こども未来応援条例」などで、こどもの権利を保障することが定められていますが、徳島県の皆さんは、どんなふうに感じているのでしょうか？
「こどもの権利」や「こどもの意見の尊重」について、大人とこども、それぞれの声を聴いてみました！

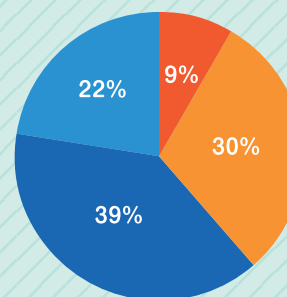
大人にきいてみた！

普段、こどもの意見は大切に
されていると思いますか？



大切にされている	37%
ある程度大切にされている	44%
あまり大切にされていない	18%
全く大切にされていない	1%

こどもの権利について、
知っていますか？

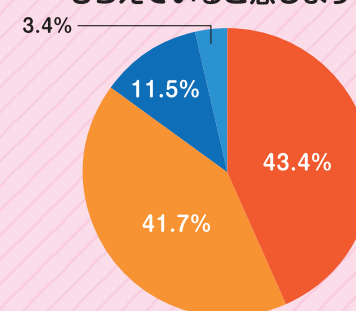


どんな権利があるのか内容までよく知っている	9%
内容について少し知っている	30%
言葉だけ聞いたことがある	39%
聞いたことがない	22%

・対象者：徳島県在住の成人
・回答者数：116
・実施期間：令和6年6月26日～7月1日

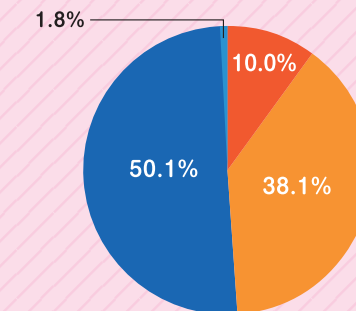
こどもにきいてみた！

まわりの大人に意見や気持ちを聞いて
もらえていると感じますか？



感じている	43.4%
やや感じている	41.7%
あまり感じていない	11.5%
感じていない	3.4%

自由に自分の意見や気持ちを伝える
権利があることを、知っていますか？



聞いたことがあり、内容も知っている	10.0%
聞いたことはあるが、内容は知らない	38.1%
知らなかった	50.1%
無回答	1.8%

・対象者：徳島県在住の小学4年生～大学生
・回答者数：2,018
・実施期間：令和6年8月26日～9月10日



- 徳島県では、大人がこどもの意見を大切にし、こどもも自分の意見や気持ちが伝えられていると感じている人が多いようです。
- けれども、こどもがもっている権利について、知っている人は少ないようです。

次のページでは、こどもたちにどんな権利があるのか、詳しくみてみましょう。

こどものための 大切な権利

生きる

こどもには、命が守られ、健康で安全に生活を送る権利があります。一人一人かけがえのない、大切にされるべき存在です。



- 安心して暮らせる場所があり、しっかり食事をとることができます
- 病気やケガをしたときは、病院で治療を受けられます
- みんなから大切にされ、のびのびと暮らすことができます

守られる

こどもには、大人から暴力を受けたり、いじめや差別で心を傷付けられたりしないよう、守られる権利があります。困ったり、悩んだりしたときは、周りの大人が助けになります。

- 暴力を受けることや虐待から守られます
- いじめや差別から守られます
- 一人一人の違いが認められ、ありのままの自分が大切にされます
- 無理やり働かされません



こどもの皆さんへ

皆さんは、権利をもった主体であり、社会の一員です。自分のことを大切にしながら、周囲の人への思いやりをもって、お互いの権利を大切にしましょう。自分の権利が大切にされていないと感じたら、信頼できる大人に相談しましょう。

育つ

人には、様々な自分らしさがあります。こどもには、自分らしさを大切に、教育を受けたり、遊んだり、時には休んだりする権利があります。



参加する

こどもには、自分にかかわることについて、自分なりの方法で意見を言う権利があります。大人の皆さんは、こどもの意見に向き合い、受け止めましょう。



- 自分の力を最大限に伸ばしながら成長できるよう、教育を受けることができます
- 安心できる場所で、ゆっくり休んだり、遊んだりできます

- 自分の意見や考えを、自由に伝えたり、自分らしく表現したりできます
- 自由に仲間をつくり、活動することができます
- 必要な情報にアクセスすることができます



大人の皆さんへ

こどもも大人と同じ権利の主体です。こどもの声に向き合い、受け止めて、その行動を応援しましょう。こどもの幸せのために何をすべきかを第一に考え、こどもの健やかな成長をみんなで支えていきましょう。

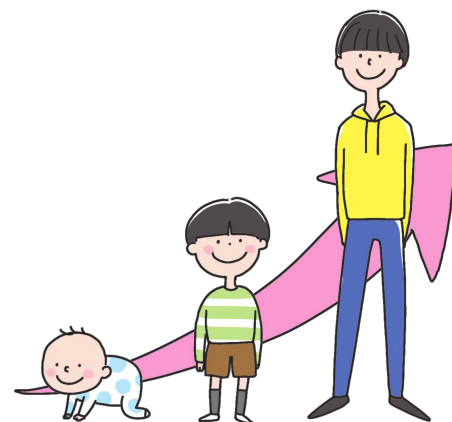
知っていますか？

徳島県こども未来応援条例のこと

こどもは、次代を担う未来への希望であり、かけがえのない存在です。
こどもは、権利をもった主体であり、生きる、育つ、守られる、参加する権利をはじめとしたこどもの権利が尊重されなければなりません。こどもの権利を尊重し、すべてのこどもが自分らしく、安心して、笑顔で生き生きと暮らせる社会を実現するため、「徳島県こども未来応援条例」が制定されました。

第2条

年齢により、必要なサポートが
なくならないよう、
心と身体の成長の段階にある人を
「こども」としています。



第3条

こどもの権利を尊重します

こどもの権利を尊重し、
こどもの声に向き合い、こどもにとって
何がもっともよいことを考えます。

こどもにとって
何が一番だろう？



第4条

こどもの意見表明・
社会参加を促進します

こどもが自分の意見を表明し、社会に参加する
機会をつくれます。また、こどもの視点に立ち、
わかりやすい情報を提供します。



私はこう思います

第5条

こどもが安心して相談できる
環境をつくれます

こどもが不安や悩みを安心して相談できるよう
関係機関と連携し、相談体制の強化に努めます。

相談
できて
よかった



第6条

こどもの権利擁護に取り組みます

こどもの健やかな成長を支援するため、
いじめや虐待などの防止と早期発見に努め、
こどもが権利侵害を受けたときは、適切かつ
迅速に救済を図ります。

大丈夫だよ



第7条

こどもの居場所をつくれます

こどもが地域で安全・安心に交流し、
自分らしく過ごすことができる多様な
居場所づくりを推進します。



第8条

こどもと子育て家庭を支援します

すべてのこどもの現在や将来が、生まれ育った環境に
左右されることのないよう、こどもや子育て家庭に
寄り添ったサポートをします。

夢を
叶えたい





あなたの悩みや困りごとを
話してみませんか。



・ **友だち、勉強、家族のことなど** ・

子ども何でもダイヤル 088-635-0303
午後1時から午後6時まで

・ **いじめやその他の悩みについて** ・

24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310
24時間・365日対応

・ **いじめや虐待など、こどもの人権問題について** ・

こどもの人権110番 0120-007-110
平日：午前8時30分から午後5時15分

・ **親子関係や子育てのことなど** ・

● **児童相談所 相談専用ダイヤル 0120-189-783**
平日：午前8時30分から午後5時15分

● **親子のための相談LINE**
平日：午後1時から午後8時まで



発行／徳島県こども未来部 こども未来政策課
協力／徳島県教育委員会 人権教育課

〒770-8570 徳島市万代町1-1
TEL.088-621-2785 FAX.088-621-2843